平成２２年（フ）第５４８号
新潟市中央区神道寺南２丁目１番39号
債務者　細川　隆晃
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２１号
愛知県江南市力長町観音寺19番地　市営力長住宅Ａ棟402号
債務者　木村　真琴
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３３１号
香川県高松市木太町1096番地８スプリングハイツ102
債務者　池田　　幸（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３２号
香川県さぬき市造田是弘770番地８雇用促進住宅長尾宿舎１棟305号
債務者　**藤**澤　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３５０号
香川県高松市屋島西町678番地70アルファシティ屋島四番館203号
債務者　安藤真由美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７０号
香川県高松市松島町１丁目10番12―304号
債務者　島　　博
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７２号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県営国分寺団地26―102
債務者　中尾　正弘
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７６号
香川県高松市下田井町463番地１プラシードD102号室
債務者　井上　可純
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７８号
香川県さぬき市志度1843番地１カレッジ三共・パートⅡ503号室
債務者　天野　貞宏
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４６号
北海道苫小牧市明徳町４丁目７番２―204号
債務者　末岡　　力
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２４７号
北海道苫小牧市明徳町４丁目７番２―204号
債務者　末岡　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２５４号
北海道苫小牧市花園町３丁目15番12号　ハタケヤマコーポ201号
債務者　山崎　圭子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２５４２号
愛知県津島市白浜町字弁天15番地
債務者　吉村　明記
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７０４号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地２―115号棟108号室
債務者　湯浅えり子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７３５号
名古屋市港区明正１丁目５番地　エスペラール明正102号
債務者　山田　辰夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４６号
堺市西区上174番地24
債務者　神崎　義和
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１５号
宮城県黒川郡富谷町富谷字湯船沢63番地　町営湯船沢住宅５号
債務者　阿部　正道
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係